

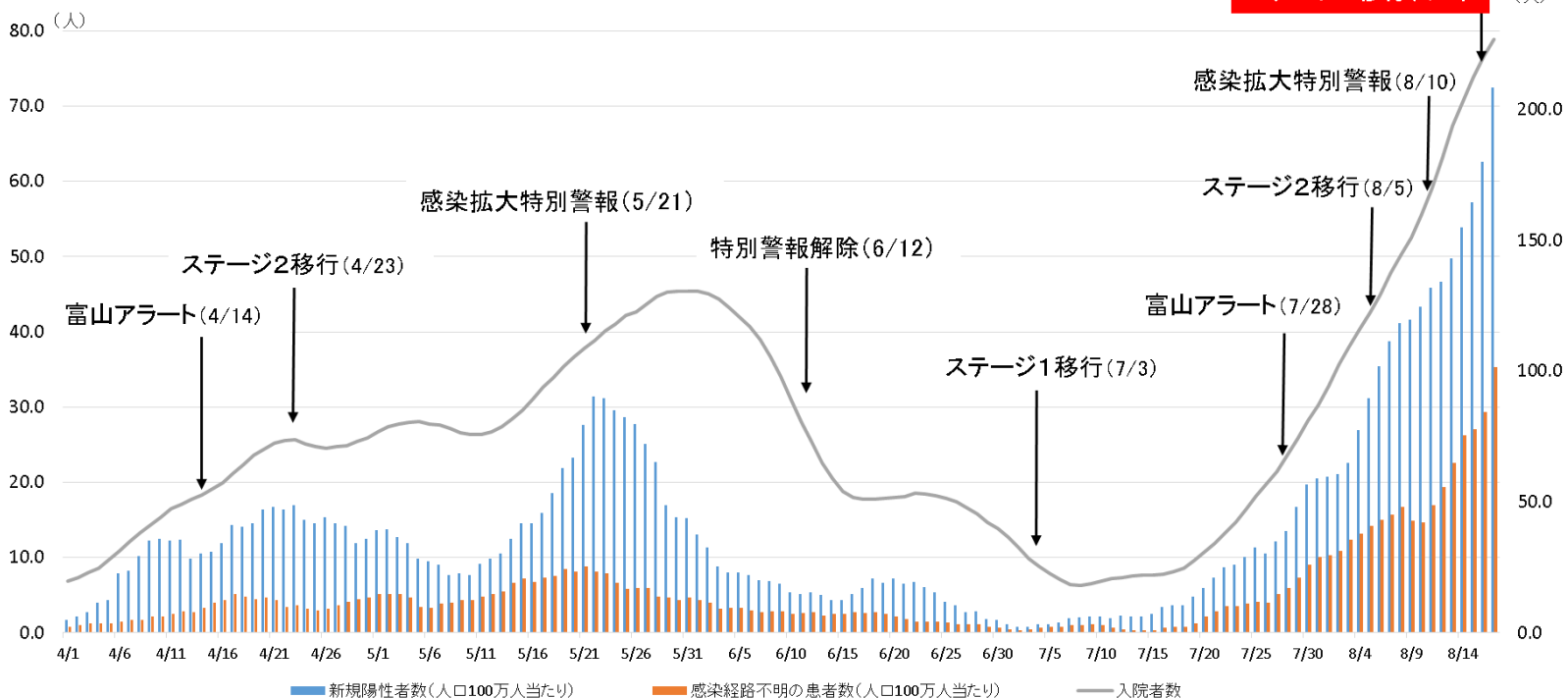
県内の感染状況について

8月5日 警戒レベル「ステージ2」移行
 8月10日 感染拡大特別警報発出
 8月16日 警戒レベル「ステージ3」移行
8月20日 国「まん延防止等重点措置」適用

地域別感染者数推移（公表ベース）

	7/29 ~8/4	8/5 ~8/11	8/12 ~8/18
富山市	57人	128人	268人
県東部 (富山市除く)	21人	47人	87人
県西部	90人	142人	161人
県計	172人	324人	540人

○判断指標の状況（直近1週間1日平均の推移）R3.4.1~8.17



まん延防止等重点措置に係る対策について



【期間】令和3年8月20日(金)～9月12日(日) (24日間)

【根拠】新型インフルエンザ等対策特別措置法 (第24条第9項、第31条の6)

○重点措置を講じるべき区域 (措置区域) : **富山市**

○県独自で時短要請などの措置を構じる区域 : **県内全域** (富山市を除く)

対象区分	富山市(措置区域)	県内全域(富山市を除く)
1 飲食店等	午後8時までの時短営業、 酒類提供の終日自粛などを要請	午後8時までの時短営業を要請 (酒類提供は午後7時まで)
2 集客施設	午後8時までの時短営業、大規模商業施設や 百貨店地下食品売場の入場制限などを要請	午後9時までの時短営業を依頼
3 催物(イベント等)	参加人数の制限(上限5000人)を要請	
4 事業者	在宅勤務等の活用による出勤者数の7割削減などを依頼	
5 県民	不要不急の外出・移動の自粛、感染防止対策の徹底を要請	

飲食店等への営業時間短縮要請

【要請期間】 8月20日(金)～9月12日(日) (24日間)

【対象施設】 飲食店営業許可または喫茶店営業許可(食品衛生法)を受けている店舗
※対象外施設: テイクアウト専門店、イトインなど

要請期間	8月20日(金)～9月12日(日)	
対象地域	富山市(措置区域)	県内全域(富山市除く)
営業時間	午前5時～午後8時	午前5時～午後8時
酒類提供	提供を自粛(終日) (利用者による店内持込みを含む)	午後7時まで
カラオケ設備※	利用自粛(終日)	特に制限なし
根拠法令	法第31条の6第1項	法第24条第9項

※飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備

※期間中、時短要請への協力と感染防止対策の徹底を飲食店等に呼び掛けるため、[見回り活動を実施](#)

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3次)



- 要件：①時短要請前から継続して午後8時から翌午前5時まで
の時間帯に営業を行っている飲食店
②業種ごとのガイドラインを遵守
③8/20～9/12の全期間を通して時短要請に協力 など

支給額：

区分		富山市(措置区域)	県内全域(富山市除く)	
中小企業	前(々)年 1日当たり 売上高	83,333円未満	3万円/日(計72万円)	2.5万円/日(計60万円)
		83,333円～250,000円	売上高/日×40%	売上高/日×30%
		250,000円以上	10万円/日(計240万円)	7.5万円/日(計180万円)
大企業等	前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4(日額上限20万円)			

※富山県新型コロナ安心対策飲食店には上記に加え、10万円(定額)を上乗せ

申請受付：令和3年9月13日(月)開始予定

問合わせ：富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3次)コールセンター

TEL076-444-8903 受付時間：午前9時から午後5時まで(当面の間、土日も開設)

飲食店への時短要請に伴う事業者支援



飲食店への時短要請に伴い、経営に大きな影響を受けた事業者（酒類小売業、食品卸業、運転代行業等）に対し、給付金を支給

要件：令和3年8月の売上げが前（々）年同月比で50%以上減少

支給額：1事業者あたり20万円（一律）

※申請受付期間など詳細については、決まり次第、県ホームページ等でご案内します。

問合わせ：富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）コールセンター

TEL076-444-8903 受付時間：午前9時から午後5時まで（当面の間、土日も開設）

集客施設への営業時間短縮要請

対象施設	要請内容
<p>(Ⅰ) イベント関連施設</p> <ul style="list-style-type: none">・劇場、映画館、演芸場など・展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど・ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)など	<p>期間:8月20日(金)~9月12日(日)</p> <p>○富山市(措置区域)</p> <p>【1,000㎡超】</p> <p>午後8時までの時短を要請(法第24条第9項)</p>
<p>(Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設</p> <ul style="list-style-type: none">・体育館、水泳場、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、スポーツクラブ、バッティングセンターなど・博物館、美術館など	<p>【1,000㎡以下】</p> <p>午後8時までの時短協力を依頼</p> <p>※(Ⅰ)(Ⅱ)についてはイベント開催時は午後9時まで ※映画館は午後9時まで</p>
<p>(Ⅲ) 参加者が自由に移動できる施設</p> <ul style="list-style-type: none">・百貨店、その他の物品販売店など(生活必需物資を除く)・マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど・遊興施設(個室ビデオ店など)・その他サービス業(生活必需サービスを除く)	<p>・大規模商業施設及び百貨店地下食品売り場においては人数管理・制限、誘導等施設に応じた入場者整理等の徹底を要請(法第31条の6第1項)</p> <p>○県内全域(富山市以外)</p> <p>午後9時までの時短協力を依頼</p>

集客施設への時短要請に係る協力金



対象区域：富山市（措置区域）

要件：①時短要請前から継続して午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている集客施設

②業種ごとのガイドラインを遵守

③8/20～9/12の全期間を通して時短要請に協力 など

支給額：

大規模施設 (1,000㎡超の施設)	テナント (左記大規模施設の一部を賃借する事業者)
時短営業した面積1,000㎡毎に 日額20万円×時短率※ ※短縮した時間／本来の営業時間	時短営業した面積100㎡毎に 日額2万円×時短率※ ※短縮した時間／本来の営業時間

申請受付：令和3年9月13日（月）開始予定

問合わせ：富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）コールセンター

TEL076-444-8903 受付時間：午前9時から午後5時まで（当面の間、土日も開設）

催物(イベント等)の開催について

要請期間：8月20日（金）から9月12日（日）

要請内容：参加人数は下記の①人数上限、②収容率のいずれか小さい方に制限（法第24条第9項）

	大声での歓声・声援なし	大声での歓声・声援あり
①人数上限	5,000人	
②収容率	100%以内 ※1	50%以内 ※2,3

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を確保

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との間隔(1m)を確保

※3 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ(家族等の日頃行動を共にするグループ。5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はない。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「感染防止策チェックリスト」(県ホームページ『催物(イベント等)の開催について』で公表)を参照し、基本的な感染防止対策の徹底に努めること。対策を徹底できない場合は開催を慎重に判断すること。

※イベント参加者に対し、接触確認アプリ(COCOA)等の活用について周知、推奨を図ること。

事業者の皆様への要請

要請内容：業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

協力依頼：テレワークの活用や休暇取得の促進等により、**出勤者数の7割削減を目指す**とともに、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等の**接触機会低減に向けた取組みを推進**すること。

職場等における感染防止のための取組みを再確認すること。

手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保や間仕切りの設置、換気の奨励、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、県外出張や県外からの出張受入れのリモート対応での代替、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策 等

従業員に対し、マスクの適切な着用、3密回避や感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける等、感染防止対策の周知徹底を図ること。

県民の皆様への要請①

○県民の皆様への要請（法24条第9項、法31条の6第2項）

- 日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**
- やむを得ず外出する必要がある場合にも、**極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避け、マスクの適切な着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底すること。**
- **都道府県間の不要不急の移動、特に緊急事態宣言地域との往来は極力控えること。**

県民の皆様への要請②

○特に飲食の際は、

- 感染対策が徹底されていない、又は営業時間短縮の要請に応じていない施設や飲食店等の利用は控えること。
- 時短要請した時間（午後8時）以降は、飲食店等のみだりに出入りしないこと。
- 飲食店等を利用する際は「富山県新型コロナ安心対策飲食店」を利用し、飲食店等が実施している感染防止対策に協力すること。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

県民の皆様への改めてのお願い

- **家庭内感染の防止**のため、自宅でも換気を徹底し、会食を行う場合は間仕切り等の飛沫防止対策の徹底を図ってください。
- **普段会っていない家族や親戚、友人との会食**があった場合は、2週間は体温チェック等の健康管理に努め、勤務先や学校等での感染防止対策の徹底に努めてください。
- **体調不良時**は出勤や登校、外出等を控え、速やかに医療機関に受診してください。
- ワクチン接種後も引き続き、マスクの着用や不要不急の外出、会食は控えてください。